

『経済的理由を乗り越えてフリースクールを利用できるよう「授業料補助」を継続したい』

応援メッセージ No.7



登校拒否と教育を考える函館アカシヤ会代表 野村俊幸

【学ぶ権利の保障に不可欠】

私は、不登校を「学校に行けない、行かない、困った子どもの問題」と考えてはならず、憲法で保障された「教育を受ける権利」が侵害されている状態と考えています。

これは、子どもの学ぶ場を学校教育法第1条に規定する学校に限定することによる制度的欠陥であり、不登校の子どもはその犠牲者とも言えます。フリースクールはその救済のために献身的な努力を重ねてきたのに、公的な財政的支援はほぼ皆無であり、経済的に苦しい家庭では利用できないという現実があります。

「教育機会確保法」が施行され、不登校の子どもへの休養の必要性や学校以外の学び場の重要性が法律でうたわれ、フリースクールへの公的支援の可能性も出てきました。そのためには、当事者からの情報発信と要求が増々重要になってきます。

その意味からも、CFを活用して資金を得なければ、フリースクールを利用したくても利用できない経済的に苦しい家庭を救済できないという現実には、教育制度の矛盾を端的に示すものであり、この取り組みがそこに風穴を空けていくことを願っています。